

山口市小・中学校中国大会躍動応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ及び芸術文化の分野において中国大会レベルの競技会等への出場を目指して頑張る山口市内の小・中学校の部活動等を応援し、出場が決定した際に児童生徒の意欲の向上、団結力の強化などを図り、大会において優秀な成績を収めてもらう為の躍動応援金（以下「応援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。また、将来的な山口市のスポーツ競技力の向上及び芸術文化の振興も目的とする。

(交付対象者及び交付の要件)

第2条 応援金の交付対象者は、山口市内の小・中学校の児童生徒で、学校が認める個人及び団体の競技等において、中国大会レベルの競技会等（以下「大会」という。）へ出場することが決定したもの及び市長がそれに準ずると認める大会へ出場することが決定したものであるとする。

(応援金の額等)

第3条 応援金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の応援金は一個人、一団体につき1年に1回の支給とする。

(交付の申請)

第4条 第2条に規定する交付対象者の在籍する学校長は、山口市小・中学校中国大会躍動応援金交付申請（請求）書（様式第1号）に、選考会等の結果を証する書類及び大会の概要に関する書類を添えて、市長へ申請するものとする。

(交付の決定及び交付)

第5条 市長は、前条の応援金交付の申請があった場合は、申請内容を審査し、速やかに交付の決定を中国大会躍動応援金交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知し、応援金の交付を行うものとする。

(大会の報告)

第6条 応援金の交付を受けた学校長は、大会終了後、速やかに大会出場結果報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第7条 交付申請に係る申請内容等に虚偽等があった場合は、第5条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消しすることができる。

(応援金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により応援金の交付決定取消を行った場合、申請者に対し、既に交付した応援金について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、応援金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	対象となる大会	賞賜金額
個 人	中国大会レベルの競技会等	3,000円
団体1（20人未満）		30,000円
団体2（20人以上）		一律 50,000円

〔備考〕

- 1 団体1にあつては、大会の開催要項等で定められている出場者数に3千円を乗じて得た額若しくは3万円のいずれか低い額を交付する。
- 2 団体登録されていれば、補欠は人数に含まれる。
- 3 上記大会において個人と団体に重複するものは、個人として交付する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

山口市長 様

学校名

校 長

ⓐ

山口市小・中学校中国大会躍動応援金交付申請（請求）書

山口市小・中学校中国大会躍動応援金交付要綱第4条の規定により、応援金の交付を受けたいので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請（請求）額 金 _____ 円

2 大会名

3 開催期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 開催地

5 交付対象者

個人・団体の別	学年	種 目	氏 名	選考大会での成績	備 考

6 振 込 先

振込指定口座	フリガナ	種 別	口 座 番 号						
	口座名義人		普通 当 座						
	銀行 信用金庫 農 協 労働金庫	本店 本所 支店 支所 出張所							

- 7 添付書類 (1) 選考大会結果を証する書類（表中成績記載のみでも可）
 (2) 開催要項
 (3) 上記のほか大会出場が分かる書類

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

学校名
校長

様

山口市長

印

中国大会躍動応援金交付決定通知書

年 月 日付申請（請求）のあった大会出場応援金について、山口市小・中学校中国大会躍動応援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定金額 金 円

山口市長 様

学校名
校 長

印

大会結果報告書

このことについて、下記のとおり大会へ出場しましたので、その結果を報告いたします。

記

1 種 目

2 大会名

3 大会結果

4 開催期間 年 月 日～ 年 月 日

5 種 別 団 体 ・ 個 人（どちらかに○）

6 躍動応援金について（いずれかに○）

個人に交付	部（団体）で活用	その他

※その他の場合、差し支えなければ、内容をご記入ください。